

宮崎市養育費に関する公正証書等作成支援事業

ひとり親家庭にとって、養育費は、子どもの健やかな成長のために大変重要なものです。

ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるための支援として、養育費に関する公正証書等の作成に係る本人負担費用を助成します。

■対象者

宮崎市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、令和3年4月1日以降に公正証書等を作成し、次の要件をすべて満たす方

- ・養育費の取決めに係る経費を負担したこと。
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取決めの対象となる子（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助金の支給を受けたことがないこと。

■対象となる経費

- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ・調停の申し立てや裁判用の収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ・戸籍謄本など公的書類の作成に必要とされた添付書類の取得費用
- ・公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

■補助額

対象経費の全額（上限 2 万円） ※1人1回限り

■申請方法・申請期日

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、必要書類をそろえて、子育て支援課にお申し込みください。

※ 対象となるご本人が申請してください。

■必要書類

<交付申請のとき>

- （1）本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票（交付から1か月以内）
児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成資格者証をお持ちの方は、それに代えることができます。
- （2）対象経費の領収書
領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。
ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、②③のみで可能です。
- （3）養育費の取決めに交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
※公正証書の場合、「養育費の支払いが滞ったときには強制執行を受けることもやむを得ない」という趣旨の記載が必要です。
- （4）その他、市長が必要と認めるもの ※必要に応じてお願いすることがあります。

<支給のとき>

- （1）振込先の分かるもの（預金通帳又はキャッシュカードの写しなど）

■手続きの流れ

補助金交付申請

必要書類を持参のうえ、子育て支援課に補助金の交付を申請してください。

交付決定

申請書類を審査し、補助金交付（不交付）決定書を送付します。

補助金請求

交付決定を受けた方は、請求書に必要事項を記入し、子育て支援課に提出してください。

支給

ご指定の口座に、補助金を振り込みます。

☆お問い合わせ先☆

宮崎市子ども未来部 子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（本庁舎5階）

[所在地] 宮崎市橋通西一丁目1番1号

[電話] 0985-21-1765